

平成30年8月23日

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

- 本日、埼玉県および長崎県の未契約世帯12件に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。（埼玉県9件、長崎県3件）

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため民事訴訟を提起することとしています。

- これ以上営業現場での対応を重ねても契約していただくことが困難と判断した埼玉県の未契約世帯については営業局東京受信料特別対策センターに、長崎県の未契約世帯については福岡放送局受信料特別対策センターに、それぞれ平成30年7月6日に担当窓口を変更し、さらに対応を重ねてまいりました。このうち、どうしてもご理解いただけない12件につきまして、本日、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに345件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、177件については、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいたことなどから、訴えを取り下げました。また、82件については、契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。82件については、いずれもNHKの請求を認める判決が確定しています。

残る4件については、現在係争中です。